

## 武蔵野市子どもの権利に関する条例（仮称）の検討状況について

## 1 検討経過

市では、子どもの権利条約の理念のもと、大切な子どもの権利を未来にわたって守っていくため、子どもの権利に関する条例（仮称）の制定を目指しています。

この条例は、市の子どものに関する施策のもっとも基本的な考え方を示すものであり、制定にあたっては、さまざまな立場の人からの多様な意見を参考にする必要があります。そのため、市では、条例に関する意見を聴取する場として、令和3年5月に「武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会」を設置しました。

委員会では、市の子どもの権利に関する条例（仮称）について、幅広い観点から活発な検討を重ねてきました。令和4年5月から6月にかけて、委員会中間報告について、市によるパブリックコメントを実施しました。パブリックコメント等での意見を踏まえ、9月に委員会報告書が作成されました。

## 2 委員会中間報告パブリックコメント等実施概要

## (1) 実施期間

令和4年5月15日（日）から令和4年6月6日（月）まで

## (2) 意見提出方法

市ホームページ、電子メール、FAX、郵送、直接持参

※アンケートフォームによる子ども向けパブリックコメントもあわせて実施

## 3 パブリックコメント等提出意見数

種別	内訳	提出者人数	意見件数
パブリックコメント (一般)	メール	25	278
	F A X	3	11
	直接持参	1	17
	HP（アンケートフォーム）	54	167
	市民意見交換会での意見	—	88
	計	83	561
パブリックコメント (子ども)	アンケート回答	996	—
	自由意見	649	881
その他	市議会文教委員会での意見	—	73
	総合教育会議での意見	—	15
	むさしのクレスコーレより	—	—
	Teens ムサカツ実行委員より	—	—
	職員アンケート	47	84
合計		—	1,614

#### 4 意見への対応方針について

- 委員会では、パブリックコメント等での意見を踏まえ、どのように中間報告を修正するかについて協議しました。
- 修正については、パブリックコメントの意見で、具体的な修正方法が記載されている場合、そのまま採用したものもあります。その他、委員会で検討し、様々な修正を加えましたが、中間報告からのとくに大きな修正点としては、以下が挙げられます。
  - ・未就学児についての視点が弱いというご指摘を受け、委員長による保育園・幼稚園関係者へのヒアリングを実施し、内容を修正しました。
  - ・子どもオンブズパーソンについて、定員等、一定の規定が必要であるとのことご指摘を受け、内容を追記しました。
  - ・子ども会議について、議論が尽くされないまま、詳細な規定をすることを懸念するとのことご意見を受け、内容を修正しました。

#### 5 条例制定までのスケジュール

現在、委員会報告書等を参考に、市で条例の素案を作成しています。11月15日（火）から12月12日（月）に、条例素案について、子ども向けも含めたパブリックコメントを実施します。この期間に、教育委員から意見を聞く機会を設定します。

その後、最終的な条例案をまとめ、令和5年2月からの令和5年第1回市議会定例会に議案として提出する予定です。